

漁港でのミニボート等の使用禁止について

- ・近年、漁港でのプレジャーボート、ゴムボート、ミニボートの違反利用の通報が急増しています。
- ・特にミニボートは、他の船舶から見えづらく危険なため、道内全ての漁港において使用を禁止しています。
- ・また、死亡事故も発生しており、漁港内のルールやモラルを守らない利用者に対し、現地指導を強化します。
- ・なお、指導に従わず違反した場合は、北海道漁港管理条例の規定に基づき、処分することがあります。

次の船舶等は漁港を使用できません

ミニボート（長さ3m未満のエンジン出力1.5kw未満のゴムボート）

水上オートバイ、手こぎボート、無動力ゴムボート、カヌー、シーカヤックなど

※なお、一部の漁港では、プレジャーボート、動力付きゴムボートを使用できますが、許可を受ける必要がありますので、詳しくは下記機関へお問い合わせください。

漁港を許可利用するにあたって

漁港内の駐車は禁止です！

利用許可者でも上下架の際以外は、車両を漁港外の駐車場に移動してください。

ルールやマナーを守ってください！

漁船の周りでは十分減速し、漁具に近づかないなど、漁業活動の妨げにならないよう注意してください。

特に、夜間や早朝の時間帯は衝突事故の危険が高まるほか、騒音等により付近住民からの苦情も寄せられていますので、ご注意ください。

☆漁港は漁業者の仕事場です！ 皆様のご協力をお願いいたします。

■お問い合わせ

北海道渡島総合振興局産業振興部水産課 ☎0138-47-9483

北斗市水産商工労働課・木古内町産業経済課・知内町産業振興課・上磯郡漁業協同組合

労働保険の年度更新について

令和4年度労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新期間は、

6月1日（水）～7月11日（月）です。

申告・納付は最寄りの労働局・労働基準監督署又は金融機関でお願いします。

年度更新の申告書は、管轄の労働局・労働基準監督署への郵送や電子申請でも受け付けておりますのでご利用ください。

■お問い合わせ

厚生労働省労働基準局労働保険徴収課 業務係

☎03-5253-1111

（内線：5163）

労働保険の電子申請について

労働保険のお手続きは「電子申請」をぜひご利用ください。

・労働保険の電子申請は「e-Gov」(<https://shinsai.e-gov.go.jp/>)から行えます。

・労働保険関係手続（一部手続を除く）は、GビズIDを利用して手続することができます。

■お問い合わせ

厚生労働省労働基準局労働保険徴収課 企画係

☎03-5253-1111

（内線：5160）